

## 行政処分の公表

弊社成田空港営業所は、関東運輸局千葉運輸支局より以下の処分を受けました。  
指摘事項について直ちに是正措置を講じ、今後は再発防止に取り組んでまいります。

### 記

1. **対象営業所** 成田空港営業所
2. **事業内容** 一般貸切旅客自動車運送事業
3. **処分の内容** 0点 文書警告

4. **違反事実及び適用条件**

運行指示書の記載事項の不備  
(旅客自動車運送事業運輸規則第28条の2第1項)

5. **当該処分に基づき講ずる処置**

運行指示書作成後の確認方法について見直しを行い、記載不備がないよう確認手順を取り決め責任者を明確にした。また点呼時には、今回指摘を受けた箇所について、運行管理者が読み上げ乗務員が復唱する事とした。

6. **処分を受けた日** 令和4年12月6日

以上